

【危機関連保証（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）】

概要	内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じ、国が危機関連保証を実施する必要があると認めた場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
認定要件	<p>1 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要している。</p> <p>2 認定案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者。</p>
必要書類	<p>(1) 認定申請書（厚木市用）及び売上高推移比較表</p> <p>(2) (法人の場合) 直近の法人税等申告書の写し (個人の場合) 直近の所得税確定申告書の写し (税務署の收受印が押してあるもの、電子申告の場合は、税務署が電子申告を受付したことを確認できるものを添付してください。)</p> <p>なお、上記の書類にて、厚木市内での事業実体が確認できない場合は、確認できる書類の提出を求めることがあります。</p> <p>(3) 許可等を必要とする業種の場合は、許可書等の写し</p> <p>※ 認定案件により、経営に生じた影響及び今後の見通し等について、窓口で詳しくお聞きします。その事実を証明する書面等があれば添付し、経営状況を把握している方が申請にお越しく下さい。</p>
注意事項	<p>現在の発動リスト等については、中小企業庁のホームページ、関東経済産業局産業部中小企業金融課（048-600-0425）又は神奈川県信用保証協会厚木支店（046-221-0633）にお問い合わせください。</p> <p>なお、各業種の詳細な内容については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm）の日本標準産業分類（平成25年10月改訂）でもご確認いただけます。</p>

※ 本認定は信用保証の審査を受けていただくためのものであり、認定によって神奈川県信用保証協会の信用保証の審査がそのまま通るものではありません。